

兵庫県公報

令和3年9月30日 木曜日 第2号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

教育長訓令	ページ
○ 教育財産等の取得、管理及び処分に関する規程等の一部を改正する訓令	1

教育長訓令

兵庫県教育長訓令第5号

本 庁
地 方 機 関
県 立 学 校
教 育 機 関

教育財産等の取得、管理及び処分に関する規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年9月30日

兵庫県教育長 西 上 三 鶴

教育財産等の取得、管理及び処分に関する規程等の一部を改正する訓令

(教育財産等の取得、管理及び処分に関する規程の一部改正)

第1条 教育財産等の取得、管理及び処分に関する規程(昭和58年兵庫県教育長訓令第1号)の一部を次のように改正する。

様式第4号中「印」を削り、「寄付受納書」を「寄附受納書」に、「日付」を「日付け」に改める。

様式第5号中「印」を削り、「添付書;」を「添付書類:」に、「:その他」を「その他」に改める。

(教育委員会公舎管理規程の一部改正)

第2条 教育委員会公舎管理規程(昭和58年兵庫県教育長訓令第2号)の一部を次のように改正する。

様式第2号中「@」を削る。

様式第3号中「印」を削り、「もの」を「者」に、「明渡す」を「明け渡す」に改める。

様式第4号及び様式第5号中「@」を削る。

様式第6号中「印」を削る。

様式第7号から様式第10号までの規定中「@」を削る。

様式第11号及び様式第12号中「印」を削る。

(校舎管理規程の一部改正)

第3条 校舎管理規程(平成3年兵庫県教育長訓令第1号)の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第3号までの規定中「殿」を「様」に、

「氏名.....@」

を

「氏名.....

電話.....」

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和3年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正後のそれぞれの訓令の規定による申請書その他の書類については、この訓令の施行の際現に残存するこの訓令による改正前のそれぞれの訓令の規定(以下この項において「旧様式」という。)による用紙に限り、旧様式によることができる。